

【ロッカヒ事件関係】

採 択 一九九二年三月三日(安保理第五〇六三回 会合)

安全保障理事會は、
同盟理事会の一九九二年一月二二日の決議七三二(一九九二)を再確認し、

及び政府の首脳による安全保障理事會の会合の際に發出された一九九二年一月三十一日の聲明において、理事會が國際テロリズムの行為に対して深い憂慮を表明し、かつ國際共同体がこのような行為に効果的に対処する必要があることを強調したことを想起し、

國際連合憲章第二條の原則に従つて、すべてが他國でテロリズム行為を組織し、補助し、支援しもしくは参加すること、または、武力の威嚇もしくは行使を伴うようなテロリズム行為の實行に向けられた自國領域内の組織的活動を黙認することを差し控える義務を有していることを再確認し、

このこととの関連において、リビア政府が具体的な行動によつてテロリズムの放棄を示さないこと、特に決議七三二(一九九二)の要請に対して十分かつ効果的に引き続き対応しないことが國際の平和と安全に対する脅威を構成することを認定し、

國際テロリズムを断絶することを決定し、

ある國が防止措置または強制措置の實施から生ずる特別の經濟問題に當面する場合には、國際連合憲章第五〇条に基づき安全保

障理事會と協議する圍の擴充を想起し、

國際連合憲章第七章に基づいて行動し、
一 リビア政府が、これ以上の遅滞なく、文書S/1992/30六、S/1992/30八及びS/1992/30九に記載されている要請に關する決議七三二(一九九二)第三項を遵守しなければならぬことを決定す。

二 また、リビア政府が、あらゆる形態のテロリストの行動及びテロリスト集団への支援を確定的にやめることを約束し、かつ具體的行動によつてテロリズムの放棄を迅速に示さなければならぬことを決定する。

三 すべての加盟國が、一九九二年四月一五日に次に定める措置をとることを決定する。これらの措置は、安全保障理事會が前記の第一項及び第二項を、リビア政府が遵守したと認定するまで適用し。

四 すべての國が次のことを決定する。
(a) リビアの領域内に着陸しようとするまたはリビアの領域内から離陸したくなる航空機に対して、第九項によつて設立された委員會が重大な人道的必要性に基づいて特定した飛行を許可する場合を除くほか、自國の領域から離陸し、自國の領域に到着し、または自國の領域の上空を通過することを許可しないこと。

(b) 自國民によつてまたは自國の領域から行われる、リビアに対する航空機または航空機部品の供給、リビア航空機または航空機部品への機関業務及び保守業務の提供、リビア航空機への耐空証明、既存の保険契約に対する新規の償還への支払い並びにリビア航空機への新規の直接保険の提供を禁止すること。

さらに、すべての國が次のことを決定する。
(a) 自國民によつてまたは自國領域から行われる、リビアに対する兵器及び弾薬、軍用車両及び設備、海軍的の空警察設備、並びにそれらのための予備部品の販売または移転、並びにこれら物品の製造または保守のためのあらゆる設備、原材料及びライセンステ取極の供与を含むすべての種類の武器または関連物資の提供を禁止すること。

(b) 自國民によつてまたは自國領域から行われる、リビアに対する(a)に掲げる物品の提供、製造、保守もしくは使用に關する

技術的助言、支援または訓練の提供を禁止すること。
(c) リビアに駐在し、リビア当局に対して軍事事項についての助言を行う職員または代理人を引き上げること。

また、すべての國が次のことを決定する。
六 リビアの外使館團及び領事機關の職員の数及び地位を著しく引き下げ、残留するすべての職員がリビア代表團に附して管理し、必要と認められる場合は、本項の實施に必要な措置について關係國際組織と協議することができる。

七 テロリスト活動への関与を理由として他國への入國を拒否されたもしくは他國から追放されたリビア國民の入國を拒否しまたは追放するためにすべての適當な措置をとること。

國際連合の加盟國を含むすべての國及びすべての國際組織に対し、一九九二年四月一五日より前に締結された國際協定もしくは契約または同日前に付与された免許もしくはは許可によつて与えられたまたは課された權利または義務にかかわらず、この決議の附規定に従つて嚴格に行動するよう求める。

八(一四)略

〔注〕

本決議第一項で触れられている一九九二年一月二日の安全保障理事會決議七三二の第三項及び文書S/1992/30六「アラブス政府聲明」S/1992/30九「英米仏三ヶ國宣言」の趣旨はS/1992/30八と同旨。

安全保障理事會決議七三二第三項
三 リビア政府に対し、國際テロリズムの断絶に貢獻するために、この附圖「米英仏三ヶ國」の要請に直ちに十分かつ効果的に対応するよう強く要請する。
S/1992/30八「抜粋」

アメリカ合衆國及び連合王國の共同宣言(一九九一年一月二七日)
英米兩政府は、本日、リビア政府が次のことをしなければならぬと宣言する。



—犯罪に問われているすべての者を裁判のために引き渡し、リビア職員の実行に対する責任を認めること。

—この犯罪について、責任あるすべての者の名前も含めてリビア政府が把握していることをすべて開示し、すべての証人、書類及び残されたすべてのタイムーその他の物的証拠を完全に利用できるようにすること。

—適当な額の賠償を支払うこと。

われわれは、リビアが迅速かつ完全に従うことを期待する。

